

議 会 の



12月定例会

議決された

主 な 議 案

- ・平成18年度鶴田町一般会計補正予算（第4号）案
- ・平成18年度鶴田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案
- ・平成18年度鶴田町病院事業会計補正予算（第1号）案
- ・平成18年度鶴田町老人保健特別会計補正予算（第2号）案
- ・平成18年度鶴田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）案
- ・平成18年度鶴田町土地取得特別会計補正予算（第1号）案
- ・平成18年度鶴田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）案
- ・平成18年度鶴田町介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- ・専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第14号 平成18年度鶴田町一般会計補正予算（第3号）
- ・専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第15号 平成18年度鶴田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- ・専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第16号 平成18年度鶴田町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- ・鶴田町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案
- ・青森県後期高齢者医療広域連合の設立について
- ・青森県消防補償等組合規約の全部変更について
- ・青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散について
- ・青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合の解散に伴う財産処分について
- ・青森県自治会館管理組合の解散について
- ・青森県自治会館管理組合の解散に伴う財産処分について
- ・青森県市町村税滞納整理組合の解散について
- ・青森県市町村税滞納整理組合の解散に伴う財産処分について
- ・ふるさと交流圏民センター事務組合規約の変更について
- ・西北五環境整備事務組合規約の変更について
- ・西北五広域福祉事務組合規約の一部を変更する規約案
- ・五所川原地区消防事務組合規約の変更について
- ・津軽広域水道企業団規約の一部変更について

概 要

第四回定例会

平成十八年第四回鶴田町議会定例会が、十二月六日から十三日までの会期八日間で開催されました。議案二十五件について審議が行われ、すべて原案どおり議決（可決二十二件、承認三件）されました。

今定例会では主に一般会計をはじめとする八つの会計の予算補正が行われました。

一般質問では、教育、消防職員手当の過払い、農業の三件についての質問が出ました。

一 般 質 問

編集 議事事務局

十二月定例会一般質問の

要旨をお知らせします

新谷賢剛議員

所属会派 日本共産党

部活動にも行き届いた指導を

1 教育について
(1)部活動では、生徒に行き届いた指導と教育を
答弁 教育長

部活動における最大の問題は、現行の学習指導要領に「部活動」の記述がないため、教育活動としての位置付けが明確になっていない

いことにあります。

現行の学習指導要領解説にある「特別活動編」には、「部活動を実施する際には、学校の管理下で計画し、実施する教育活動として適切な取り扱いが大切である」とあり、事実上、学校裁量という「あいまいな形」になっている中で部活動は行われていることになりました。

その中で、鶴田中学校の部活動について申し上げます。鶴田中学校の教育目標は、「心身共に健康で真剣に学習する生徒」であります。努力目標は、(1)学習に全力を出そう、(2)思いやりや感謝の心をもとう、(3)体を鍛えようの三つを掲げております。それに沿って学校経営計画を策定し、通常の学習活動と特別活動の全体計画、生徒指導全体計画、生徒会活動計画、交通安全指導計画などのほか、部

活動における安全管理も定めており、日常の部活動における練習計画、練習内容、発達段階、施設設備、用具管理、安全指導、健康管理、対外試合などきめ細かく定めております。

部活動は、子どもたちの体力向上や知力向上に有効であることに加え、自主性や協調性、克己心、フェアプレー精神をはぐくむなど、教育的効果も大きく、より生徒が意欲的に興味、関心のあるスポーツや文化活動に取り組めるよう充実を図る必要がありますが、ただ冒頭でも述べたとおり、学校における部活動は、教育課程になる活動であるため、その指導については、顧問教師の多大なるボランティア精神によって成り立っている部分も少なくないと言わざるを得ません。鶴田中学校では全教師が一人となって、それぞれ部活



動を担当して生徒の指導にあたっております。

また、青森県中学校長会、中学校体育連盟、中学校文化連盟からは、中学校の部活動の休止日に関しては、毎月第一、第三日曜日は、部活動を休止する。そのほかの週については土曜日、日曜日のいずれかを休止日とする旨の申し合わせがありますが、現状ではなかなか守られていないようであります。

各種文化・スポーツ団体が主催する試合が入って来たり、試合が近づくとうしても強化のため練習時間を増やしたりということもあります。部活動はすでに学校に根付いた文化であり、子どもたちのうまくなりたい、強くなりたいと思う気持ちをかなえてやりたいというものであります。

部活動は学年を超えて同好の生徒たちが自主的・自発的に集い、顧問教師の指導のもと、個人や集団としての目的・目標を持ち、切磋琢磨することを通して人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要性を学ぶことができる活動として意義付けたという観点から、鶴田中学校の全生徒はいずれかの部活に所属しています。

三年間の活動を通して目的を持ち、意欲的に取り組む心を育て、少しでも今より立派な人間になるように指導しております。また、あきらめないねばり強い精神力を

養い、マナーや礼儀を学び、先輩、後輩の絆を深めることによって伝統を築き、仲間を思いやり、友情を深めることもできます。ある意味でいじめ対策にもつながるのではないかと、高い教育的効果を大いに期待するものであります。

部活動も含め、学校生活の中で子どもたちに悩みがあれば、春・秋二度にわたる学級担任やほかの先生方による教育相談、家庭訪問は六週間におよびます。そのほか、いつでも相談を受けられるよう体制も整えています。

学校の中心は、教科指導であります。学校長は教師一人ひとりの状況を把握して、負担にならないようにする注意が必要です。これまで以上にお互いの信頼関係が求められることとなります。

それは、教師と生徒との関係も同様で、部活動を通して信頼関係を築いていくことはとても大切なことであります。保護者との関係も同様でありますので、大会がある場合は各部ごとに保護者に対して部活動だよりなどを配布し、応援をお願いしたり、試合の結果をお知らせしたり、時には対話する機会を作ったり、コミュニケーションを密にしてお互いに理解を深め合うことを心掛けています。

また、小学校における部活動も中学校同様、教育的効果は大きいものがありますが、中学校と異なり、体力的、体格的にも発育発達

段階にあり、それらを無視したハードで単調なトレーニングを続けるだけの練習や試合のやりすぎは、さまざまな傷害の原因になるとともに精神的な問題も引き起こしかねないことを念頭に、指導しなければならぬと考えております。

指導者にとって、学級や学年を離れ児童と密接に交流できる場所であり、日々の活動において一緒に汗を流し、話し合い、励まし、高めていくことを通して信頼関係が生まれ、授業とは異なる子ども

の理解を深めることができます。また、地域のスポーツ活動として行われているスポーツ少年団活動は、次代を担う子どもたちの健全育成とともに、スポーツの持つ教育的役割を果たすなどの指導理念で展開されております。

学校週五日制の導入に伴い、地域や学校の実情に配慮し、学校における部活動と地域スポーツの連携を図りながら地域に開かれた学校づくりや、児童の多様なニーズに応える環境を整備する必要がありますと考えております。

いずれにしても、部活動は豊かな学校生活を経験する活動として、大変意義あるものであることは誰しも体験的にご存じでいらっしゃると思います。その指導については、顧問教師はもとより、鶴田町では体育協会のバックアップ体制もすばらしいものがあり、協

会の方が外部指導者として加わったり、教師と協会との交流会を開催したりして地域をあげて学校を支えているというのが、他町村とは異なる特徴であります。これは町民の理解の深さだと思っております。

部活動の持つ教育的意義を常に念頭において、学校・家庭・地域が連携、融合を図りながら、児童・生徒の健全な成長のために部活動が行われることを望んでおります。

今後、学校教育活動全体との関連を充分考慮し、部活動が適切かつ継続的に実践できるように見守り、応援してまいりますようお願い申し上げます。

新谷議員が例にあげられました野球部の対外試合不出場の件ですが、予定された日が雨で延び、試合予定当日は鶴田中学校の学校行

事としては最大のイベント鶴中祭と重なり、最終的には学校長の苦渋の決断で出場を取りやめ、鶴中祭を優先させたということであります。

野球部員にしてみれば、どうしても試合に出たいという思いもあったでしょうが、学校側は野球部員と話し合ったり、保護者に集まっていただいてよく説明をして理解を求めています。鶴中祭では各クラス対抗の合唱コンクールがあり、中には野球部員が一クラスに5人も所属していたところもあり、クラス合唱として成立しなくなるということもあって出場を断念したということで、学校全体を考えた教育的配慮であったと理解しております。子供たちは、真剣に合唱に取り組んでいたし、立派な鶴中祭であったことを申し添えて答弁いたします。

消防職員手当の過払いについて

2 消防署職員への手当過払いについて

答弁Ⅱ町長

このたびの五所川原地区消防事務組合鶴田消防署職員の年末年始の休日勤務手当支給に過払いがありましたことに対して、議会をはじめ町民の皆さまに深くお詫びを申し上げる次第であります。

申し訳ございませんでした。

この件に関しましては去る十一月二十四日に議会議員全員協議会を開催し、消防署長より議員の皆さまにその経緯と対応策についてご報告し、お詫びを申し上げたところでございます。また、十一月二十八日の消防本部の記者会見で報告がありましたように手当の過



田町職員の給与に關する条例に準じております。

(2) 対応策は、どのようにするのか
答弁Ⅱ消防署長
過払い対象者は、退職者四人を含む三十五人で総額は八百一万三千二百三十七円となっております。平成十二年度以前については地方自治法の消滅時効である五年間を過ぎてはいますが、住民感情を考慮し書類が残っている十年分について返還を求めることで職員からも理解をいただいておりますが、返還方法などについては金額の個人差や生活状況などに配慮しながら速やかな返還に向けた手続きに移行することになっております。また、再発防止策については、消防事務組合として取扱いを統一することに関係署間の連絡を密にし、平時より事務職員同士の意見交換や研修などを徹底していかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、手当の過払いが長期にわたっていることや多数の職員が対象になっていることなど大変申し訳なく重ねてお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

今後は、二度とこのようなことが起こらないよう、職員の指導の徹底と再発防止に努めてまいりますとともに救急、救助、災害予防等地域住民の生命財産を守る消防職員として防災活動に誠心誠意努力し、町民の信頼回復に全力を尽くしてまいります。以上で答弁とさせていただきます。

(1) 過払いは、なぜおこったのか。 答弁Ⅱ消防署長

鶴田消防署の職員の給与等は鶴

自分につきましては、自治法上の時効以前分も含め十年間の全額を今年度内をめどに返還していただくことで、該当者の了解を得ておるといふ報告を受けております。ご質問にあります答弁についてはこの後、消防署長より答弁させていただきます。

わい化栽培へ積極的な支援を

3 農業について

(1)リンゴのわい化栽培へ町は積極的支援策を講ずべき。

答弁 町長

わい化の改植事業は平成六年度から、国の「農業生産体制強化総合推進事業」として開始された事業であります。その後「農業生産総合対策事業」や「生産振興総合対策事業」と事業名を変更し、昨年度からは、「強い農業づくり交付金」として実施されております。

いずれも国の補助率は二分の一であります。本県においては、県で20%のかさ上げをするともに、実施市町村の10%の義務負担により実施してきたところであります。当町においては通常の10%の義務負担にさらに5%を上乘せし、15%のかさ上げとすることにより、より農家負担の軽減を図りながら進めてきたところであります。

しかしながら、県においては近年の財政の厳しさから、20%であった県のかさ上げも、昨年度からは5%減らした15%とし、今年度はさらに5%を減じ、10%のかさ上げとなっているという話も聞いておるところであります。

昨年度までの当町のわい化の改植事業の実施状況を見てみます

と、昨年度、平成十七年度までで、改植面積が約五六ヘクタール、植栽本数が約四万六千本、受益戸数で、延べ四百十六戸となっております。町のわい化栽培の整備率は14・3%となっているところであります。

このリンゴのわい化栽培の改植事業については、現在、国の「強い農業づくり交付金」において実施できる訳であります。今年度、十八年度においては実施希望者が少なく、また、採択要件を満たすことが出来なかったため、未実施となったところでございます。

来年度からの、国、県のリンゴ関係の事業の動きを申し述べますと、国は、十九年度からは、今までのリンゴの価格が下落した時に積み立てておいた基金から一定額を交付する「果樹経営安定対策」から「果樹経営支援対策」に移行することにしております。またこの「果樹経営支援対策」については詳細についての説明は受けてはおりませんが、リンゴの品種更新などに要する経費などについて、一〇アール幾ら幾らと、一定額を交付するようであります。支給対象者は一定の要件を満たした担い手となるようであります。もちろん認定農業者であれば問題なく

担い手である訳であります。

このように国の「果樹経営安定対策」が終了し「果樹経営支援対策」に移行することから、リンゴ関係市町村や関係団体からは、県独自のリンゴ産業のための支援策を講ずるべきとの強い要望を受け、県では新たに県独自の「リンゴ経営安定対策事業」を創設すると聞いております。

この事業は、リンゴの価格が基準価格以下になった場合、加工に仕向けることにより価格の浮揚をうながすことや、次年度の再生産資金を交付することなどであり、また、その資金として四年間を期間として県はじめ関係市町村や関係団体、農家が拠出し基金積み立てをするとのこととあります。

そのため、県では今述べましたように、県独自の新たな事業に経費を要することや、国の「果樹経営支援対策」により品種更新などの事業が可能であることなどから、「強い農業づくり交付金」事業によるわい化の改植事業については、かさ上げを行わない方向で検討しているやに聞いております。

この「強い農業づくり交付金」事業によるわい化の改植事業が、来年度以降も実施が可能かどうかについては、まだ国からの具体的な説明がなされていないところであり、町が、来年度のわい化の改植事業の実施希望につい

て、今年八月に農家から希望をとりまとめたところ、九戸の農家で、一・三ヘクタールの申し込みがあったところであります。

この事業希望農家の中には、来年度、国の「果樹経営支援対策」により事業実施が可能であれば、今までの「強い農業づくり交付金」事業による改植事業ではなく、新たな「果樹経営支援対策」により実施したいとしている農家もあると伺っております。

そのため、町としては「果樹経

除排雪の出動基準を明確に

4 除排雪対策について

答弁 町長

町では、冬期間の快適な生活環境確保のため、道路の除排雪をはじめ融雪溝やロードヒーティングの整備、防雪柵の整備、また県から貸与を受けて小学校への小型除雪機の貸し出しによるボランティア除雪の実施など、各種の施策を講じてきております。

しかし、生活様式の変化や核家族化、少子・高齢化が進むなかで、町民の雪に対する意識は多種・多様化し、よりきめ細かな雪対策が求められています。

今冬も雪に強い街、快適な生活空間の確保にむけて、その根幹となる道路交通確保のため、雪対策

営支援対策」の必須要件と思われる認定農業者を確保すべく、五月に続き、先般十二月四日にも認定農業者となるための説明会を開催したところであります。国においても制度の見直しや、県においても新たな事業を仕組む予定でありますので、町としてどのような支援策を講ずることが出来るか、今後、国・県の事業も勘案しながら、総合的に検討してまいりたいと思っております。

を推進していきます。

道路除雪については、新設道路の供用開始や住宅開発などによる除雪路線の延伸に合わせ、幹線道路の充実を図るとともに、住民生活に密着し地域の生活道路となっている箇所を除排雪や交差点の視野確保など、迅速な対応に努めてまいります。

融雪溝につきましては、県が整備した県道持子沢鶴田線のうちJR甲鯉港踏切から五所川原警察署鶴田駐在所付近までの間が、今冬利用出来ることとなっております。また、菖蒲川地区につきましても、国道339号を中心とした幹線道路の融雪溝が今冬から利用可能となり、過日町内会による融

雪溝管理組合が設立されたところ
であります。

また、歩道除雪については昨年
に引き続き六郷線、小泉1号線、
廻堰・田の尻線などを含めた四・
五キロメートルを直営作業班で行
い、小・中学校周辺の通学路の確
保に努めてまいります。

平成十八年度の通常除雪延長
は、一〇九・九キロメートルと、
平成十七年度に比べ〇・二キロメ
ートルの増となっております。主
な増加の要因は道路新設や住宅造
成に伴うものですが、年々増加傾
向にあります。

除雪の実施体制は、豪雪にも対
応しうる機動力を確保しており、
全延長のうち直営作業班が四三・
八キロメートル、残りの六六・一キ
ロメートルを業者委託とし、効率
的・効果的な対応ができる配備体
制となっており、積雪状況に応じ
た除雪の実施をしております。

(1) 出動基準を明確にすべき 答弁Ⅱ町長

平成十八年度除排雪実施計画書
に基づき、降雪状況・気象情報を
分析しながら、降雪量が午前一時
の時点で一〇センチを越えた場
合、あるいはその後の降雪が一〇
センチを超えるのが予想される場
合に出動することとしておりま
す。また、一〇センチ以下であつ
ても地吹雪などにより交通障害を
及ぼすと判断される場合は、必要

に応じて出動することとしており
ます。

(2) 次に出勤判断は速やかに行うべ き 答弁Ⅱ町長

降雪量が出動基準に達している
場合はすぐに判断できるものの、
その時々降雪状況、気象状況な
どによる出勤の有無の判断でござ
いますので、また、判断時間を過
ぎてからの多量の降雪の場合など
非常に難しい面もあることも事実
であります。気象は生き物です。
刻一刻変化していきます。限られ
た予算をいかに有効に使うかわ
れる一面もあります。出来るだけ
速やかな対応をしたいと考えてお
りますのでご理解をお願いいたし
ます。

(3) 次に除排雪の品質を一定にすべ き 答弁Ⅱ町長

基本的な除雪作業工法として、
新雪除雪の場合は路上の積雪が通
行車両によって圧雪されないうち
に取り除く作業で、一般にこのよ
うな状態は新雪の場合が多く、雪
質も軽く軟らかいので、除雪機械
は単独工法とし早期の除雪を行う
こととしております。

また、車両の快適な走行を図る
ため、圧雪層を少なくし、路面の
平坦性を確保する作業を行うこと
としております。さらには車道幅
員の確保並びに次の除雪に備え
て、路側などの雪堤を路外に押し
出すなど、通行に必要な幅員を確
保する作業を行うこととしており
ます。



平成十八年度
の除雪作業の委
託業者は十二社
を予定しており
ます。業者それ
ぞれの除排雪の
品質を高めるた
めにも基本的作
業工法を順守す
るよう除雪作業
員に作業資質の
向上を図るべ
く、指導してま
いりたいと思っ
ております。

「鶴田町・フッドリバー市姉妹都 市締結30周年記念碑建立募金」に ご協力ありがとうございました

平成十八年十月一日から展開し
た「鶴田町・フッドリバー市姉妹
都市締結30周年記念碑建立募金」
には、町内外のたくさんの皆さま
から、ご協力ご支援をいただき誠
にありがとうございました。

たくさん募金が寄せられたの
も、三十年間の姉妹都市交流事業
に対して、皆さまの深いご理解が
得られたものと感謝しております。

おかげさまをもちまして、四月
には、皆さまからご協力をいただ
いた募金を基に、子どもたちが大
きな夢を持つて世界に羽ばたくよ
うにと願いを込め、フッドリバー
市に記念碑を建立する運びでござ
います。

当町が昭和五十一年にフッドリ
バー市と姉妹都市を締結してか
ら、これまでに中学生大使をはじ
め交換留学生の派遣や、国際交流
員の招致などさまざまな事業を展
開しながら友好を深めて参りまし
た。このように永きにわたり姉妹
都市交流が継続できましたのも
ひとえに皆さま方のひとかたなら



ぬご高配のたまものと重ねて厚く
お礼申し上げます。

今後とも、町民と共に知恵を出
し合い、潤いとやすらぎのあるま
ちづくりに努力を傾注する所存で
ございますので、ご指導ご鞭撻の
ほどよろしくお願い申し上げます。

フッドリバー市民と親しくする会
会長 鶴田町長 中野 司